

# 各種手当・助成

## 手当・助成制度

子育て費用の負担を軽減するための手当・助成制度を紹介します。

### ① 児童手当

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。児童手当を受給された方は、児童手当の趣旨に従って、子どもの将来を考え、有効に活用しましょう。

**支給の対象** 0歳から中学校修了前(15歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している方。

※公務員の方は勤務先へ申請となります。

**手当の月額** (児童一人あたり)

3歳未満 一律 15,000円

3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降は15,000円)

中学生 一律 10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

**手当の支給** 年3回(6月、10月、2月)届出された口座に振り込みます。

**問い合わせ先** 茂原市役所子育て支援課 Tel20-1573 Fax20-1610

### ② 子ども医療費助成制度

助成対象のお子さんが医療機関に通院・入院した場合やお薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担金の全部または一部を助成する制度です。

**助成の対象** 0歳から中学校3年生までの子どもを対象に、保険診療の範囲内で医療費の全部、又は一部を助成します。

**自己負担金** 通院1回、入院1日につき300円、調剤は無料。ただし、市民税所得割非課税世帯は自己負担金の支払いはありません。

**問い合わせ先** 茂原市役所子育て支援課 Tel20-1573 Fax20-1610

### ③ 乳幼児家庭支援事業(おむつ用ゴミ袋無料配布)

市内在住の0歳から3歳未満のお子さんのいる家庭に対し、「出生届提出」、「1歳6か月健康診査」、「2歳児歯科健康診査」の際に、広域組合指定の20リットルゴミ袋を「おむつ用ゴミ袋」としてお子さん1人につき年間50枚を配布します。

**問い合わせ先** 茂原市役所子育て支援課 Tel20-1573 Fax20-1610

### ④ おめでとう赤ちゃんセット配布事業

出産のお祝いとして、「おめでとう赤ちゃんセット」を配布します。

**子育て応援チケット**…第1子、第2子[5,000円]、第3子以降[10,000円]※取扱店舗で使用できます。

**モバリングッズ**…エコバック・タオル・コップ

**問い合わせ先** 茂原市役所子育て支援課 Tel20-1573 Fax20-1610

### ⑤ 妊婦健康診査費用助成制度

妊婦健康診査受診票を使用して受診した際に生じた自己負担額(保険外診療分)について、

1回につき2,000円を上限に助成します。

申請には妊婦健康診査受診時の領収書が必要となりますので、申請まで大切に保管してください。

**問い合わせ先** 茂原市役所健康管理課 Tel20-1574 Fax20-1600

## ⑥ 就学援助制度

小中学校の就学費用の負担を軽減するための制度です。

**支給の対象** 所得額が認定基準を下回り、申請・審査の結果認定となった方です。

**助成の内容** 学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、医療費(虫歯や結膜炎等に限る)、卒業アルバム代

**問い合わせ先** 茂原市役所学校教育課 Tel.20-1558 Fax20-1607

## ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対して、子どもを育てながら自立した生活を送れるよう支援対策が設けられています。

### ① 児童扶養手当

18歳に達する日以降、最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父または母子父子家庭の母・父に代わってその児童を養育している方に支給されます。所得制限があります。詳細は市公式ウェブサイトまたは担当課にお問い合わせください。

### ② ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭の母、父子家庭の父、養育者及びその児童が保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成しています。  
※所得による制限があります。

### ③ 母子・寡婦福祉資金

母子家庭、寡婦の経済的自立を応援するため、貸付金の種類を定め、貸付を行っています。

### ④ JR定期券の割引

児童扶養手当を受給している世帯に属する者が、JRの通勤用定期乗車券を購入する場合、料金が3割引になります。

### ⑤ 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母、父子家庭の父が就労のために教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を助成します。

※所得制限などがありますので、事前の相談が必要です。

### ⑥ 高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格を取得し、生活の自立を目指すひとり親家庭の母親や父親を支援するため、就学中の生活費の一部を支給します。対象者は、児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準の方で、対象資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等です。

※所得制限などがありますので、事前相談が必要です。

**問い合わせ先** 茂原市役所子育て支援課 Tel.20-1573 Fax20-1610

## 三世代同居等支援事業

親または子のいずれかの世帯又は全部の世帯が市外から転入し、三世代で市内等に暮らす方に、住宅取得費用の一部を補助します。

**支給の対象** 三世代で市内に居住する目的で住宅を新築、増築、購入する方で、次のすべての条件を満たす方を対象に、住宅取得費用の一部を補助します。※契約の前にお申し込みください。

- ① 親及び子のいずれかの世帯又は全部の世帯が、市外から転入する方。
- ② 転入世帯が直近の1年間、本市の住民基本台帳に登録されていない方。
- ③ 10年以上三世代で市内に居住する方。
- ④ 市税等の滞納がない方。
- ⑤ 申し込み年度の2月末までに、建物登記や茂原市への転入手続きが完了し、実績報告を提出できる方。

**補助金額** 工事または売買金額の1/2  
新築・購入=上限80万円(市内業者施工・所有の場合は加算有)  
増築=上限30万円(市内業者の場合は加算有)

**補助件数** 先着5件程度

**問い合わせ先** 茂原市役所建築課 Tel.20-1558 Fax20-1606